

新潟県普通会計財務諸表作成に係る会計方針及び注記

【会計方針】

1 対象範囲

普通会計を対象としており、会計間の重複、債権・債務等は全て消去している。

なお、普通会計の対象は次のとおりである。

一般会計

特別会計(11 会計)

県債管理特別会計

地域づくり資金貸付事業特別会計

災害救助事業特別会計

母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

心身障害児・者総合施設事業特別会計

中小企業支援貸付事業特別会計

農業改良資金貸付事業特別会計

林業振興資金貸付事業特別会計

沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計

県有林事業特別会計

都市開発資金事業特別会計

2 基準日

平成 22 年 3 月 31 日時点を基準としつつ、平成 22 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの期間(出納整理期間)における現金の収納又は支払を取り込んでいる。

3 資産及び負債の計上

貸借対照表には、新潟県が支配する財産(県が所有するもの)及び新潟県が負担する法律上の債務だけでなく、発生主義会計に基づく「資産」及び「負債」を計上している。

4 流動性配列法の適用

資産及び負債の項目の配列は、流動項目、固定項目の順に配列する流動性配列法を適用している。

5 一年基準の適用

流動資産(負債)、固定資産(負債)の区分については、一年基準を適用し、基準日の翌日から 1 年以内に期限の到来する資産と負債を流動項目に区分する一方、それ以外を固定項目に区分している。

6 固定資産の減価償却方法

固定資産のうち償却資産(時価評価対象のものは除く。)については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)」に加え、これをさらに補完する総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」で示される耐用年数に従い、残存価額をゼロとする定額法により減価償却を行う。

また、無形固定資産を除き、耐用年数を経過したものは、備忘価額として1円を計上する。

7 重要物品の評価基準

重要物品とは、新潟県物品会計規則第37条に定める重要物品のうち、取得原価が200万円以上のものである。重要物品は、取得原価により計上し、再評価は行わない。

8 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

市場価格のある場合、基準日で時価評価を行い、この評価差額を貸借対象表の純資産として計上する。ただし、時価が著しく下落した場合で回復する見込みがない場合は減額を行い、この評価差額を行政コスト計算書の特別損失として計上する。

市場価格のない場合、取得原価を貸借対照表価額とする。ただし、時価が著しく下落した場合で回復する見込みがない場合は減額を行い、この評価差額を行政コスト計算書の特別損失として計上する。

9 事業用資産(土地)の評価基準及び評価方法

事業用資産(土地)については時価評価により計上している。時価評価は、固定資産税評価額を用いている。また、再評価は、固定資産税評価額の評価替に合わせて行い、この評価差額は、貸借対照表の純資産として計上する。

10 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、現に売り払いを目的として県が保有する販売用不動産及び遊休資産を計上している。

(1) 販売用不動産

販売用不動産は低価法による評価額とし、正味実現可能価額が取得原価を下回っているときには、正味実現可能価額を計上する。正味実現可能価額は不動産鑑定評価額を用いている。なお、この評価差額は、行政コスト計算書の特別費用として計上する。

(2) 遊休資産

遊休資産は時価評価により計上している。

遊休資産(土地)の時価評価は、不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額(以下「不動産鑑定評価額等」という。)を用いている。また、再評価は、不動産鑑定評価額等の評価替に合わせて行い、この評価差額は、行政コスト計算書の特別収益又は特別費用として計上する。

遊休資産(建物)は、減価償却をもって時価評価とみなし、この減価償却費は、行政コスト計算書の特別費用として計上する。

11 立木竹の評価基準及び評価方法

立木竹は、時価評価により計上している。時価評価は、財団法人日本不動産研究所報告の山元立木

価格を用いて算出する。また、再評価を行い、この評価差額は、貸借対照表の純資産として計上する。

12 船舶及び航空機の評価基準及び評価方法

船舶及び航空機は、時価評価により計上している。時価評価は、当該財産を損害保険に付する場合の見積価格を用いて算出する。また、再評価を行い、この評価差額は、貸借対照表の純資産として計上する。

13 その他の固定資産の評価基準及び評価方法

その他の固定資産は、取得原価により計上している。また、再評価は行わない。

14 引当金の計上基準

引当金は以下のとおりである。

(1) 不納欠損引当金

県税、使用料等の収入未済の一部については、時効の完成等によって不納欠損となる可能性があるため、当該収入未済の過去3か年の実績により不納欠損実績率を算定し、年度末の収入未済額を乗じた額を不納欠損引当金として計上している。

(2) 貸倒引当金

貸付金の一部については、返還免除又は減免となる可能性があるため、当該債権ごとに、弁済や免除状況等の過去3か年の実績により貸倒実績率を算定し、年度末の貸付金額を乗じた額を貸倒引当金として計上している。

(3) 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間(12月～5月)に対する本年度の支給対象期間(12月～3月)の割合(4/6か月)を乗じた額を賞与引当金として計上している。

(4) 退職給付引当金

在職する全職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を退職給与引当金として計上している。

(5) 損失補償等引当金

債務負担行為を行っている損失補償又は債務保証(以下「損失補償等」という。)のうち、当該損失補償等ごとの実行額により損失補償等実行率を算定し、損失補償等の実行のある債務残高及び平均残存年数をそれぞれ乗じた額を損失補償等引当金をとして計上している。

15 収益・費用の計上基準

行政コスト計算書では、発生主義会計の考え方にに基づき収益・費用の概念規定を行い、それに該当するものを計上している。

16 資金収支計算書における資金の範囲

資金(資金及び現金同等物)は、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)(以下「法」という。)第235条の4第1項に定める歳入歳出現金を対象としている。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 臨時財政対策債及び県債の償還予定額(平成 21 年度末)

臨時財政対策債とは、国の決定により、地方交付税の財源不足を補うため、地方財政法第5条の特例として発行する公債であり、本来国の責任において全額地方交付税により措置されるべきものである。

後年度において、元利償還金の 100%について地方交付税の基準財政需要額に算入することとされており、県の後年度負担とはならない。

貸借対照表及び資金収支計算書では、本来交付税措置されるべき「臨時財政対策債」と通常の地方債である「臨時財政対策債以外」で区分して表記している。

また、貸借対照表では、将来の基準財政需要額算入見込額を「長期未収金」で表記し、行政コスト計算書では、当該年度の臨時財政対策債発行に伴う将来の基準財政需要額算入見込額を「その他の移転収入」に計上している。

※ 会計基準の変更について

下線部分について、会計基準を変更し H21 決算から適用する

(変更の理由)

臨時財政対策債の性格を反映した、より実質的な財務情報を提供するため。

(影響額)

長期未収金	+274,458 百万円
その他の移転収入	+57,952 百万円
補助金等移転収入	△8,077 百万円
その他特別収益	+224,583 百万円

(単位:百万円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度以降	合計
県債	218,069	2,519,274	2,737,343
臨時財政対策債	16,993	257,465	274,458
臨時財政対策債以外	201,076	2,261,809	2,462,885

2 偶発債務

損失補償又は債務保証に係る債務負担行為（共同債に係るものは除く。）のうち、履行すべき額が未確定なもの。

（単位：百万円）

区 分	平成 21 年度末
公社・協会等に係るもの	82,041
その他	502
合計	82,543

3 その他の債務負担行為

本県が予算で定めている債務負担行為に基づく支出予定額のうち、本県の一般会計等において翌年度以降実質的に負担することが見込まれるもの。

（単位：百万円）

区 分	平成 21 年度末
PFI 事業に係るもの	9,695
国営土地改良事業負担金	32,537
利子補給に係るもの	5,701
工事が数年度にわたるもの	9,199
共済資金に係るもの	4,087
その他	8,580
合計	69,799

4 一時借入金等の実績額等

一時借入金に係る利子額は、121 百万円であり、一般会計において執行した。

5 基金の内訳

（単位：百万円）

区 分	平成 21 年度末
財政調整基金	4,340
県債管理基金	29,861
土地基金(棚卸資産を除く。)	7,567
社会文化施設等整備基金	531
災害救助基金	1,113
産業振興基金	296

産業振興貸付基金	3,536
心身障害児・者総合施設基金	535
美術品取得基金	90
地球環境保全基金	407
地域振興基金	21,187
土地改良負担金総合償還対策基金	245
地域福祉基金	4,793
環日本海交流圏形成基金	63
ふるさと保全基金	1,871
介護保険財政安定化基金	5,032
中山間地域等直接支払基金	346
森林整備地域活動支援基金	275
国民健康保険広域化等支援基金	436
産業廃棄物税基金	604
高等学校等奨学金貸与基金	345
障害者自立支援対策臨時特例基金	3,678
後期高齢者医療財政安定化基金	532
消費者行政活性化基金	352
妊婦健康診査支援基金	872
安心こども基金	3,275
ふるさと雇用再生特別基金	5,321
緊急雇用創出臨時特例基金	10,778
地域グリーンニューデール基金	1,069
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	2,000
介護基盤緊急整備臨時特例基金	7,776
介護職員処遇改善等臨時特例基金	9,711
地域自殺対策緊急強化基金	182
医療施設耐震化臨時特例基金	2,571
森林整備加速化・林業再生基金	2,114
授業料減免等臨時特例基金	520
地域医療再生基金	5,000
合計	139,224

(行政コスト計算書関係)

1 科目の内容及び計上基準

(1) 経常収支の部 - 経常収益

科目	内容及び計上基準
税収	地方税法に規定する普通税及び目的税等について収入した金額を計上する。ただし、地方消費税清算金及び利子割精算金については、都道府県間での清算(精算)後の金額を計上する。
その他の業務収益	使用料、手数料、財産貸付収入、受託事業収入及び収益事業収入を計上する。
受取利息等	預金利息、基金運用利子及び貸付金利子等を計上する。
その他の業務関連収益	延滞金、加算金、過料及び雑入等を計上する。
他会計からの移転収入	他会計からの繰入金を計上する。
補助金等移転収入	地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金及び国庫補助金を計上する。
その他の移転収入	市町村等からの分担金及び負担金、臨時財政対策債発行に伴う将来の基準財政需要額算入見込額を計上する。

(2) 経常収支の部 - 経常費用

科目	内容及び計上基準
給与関係費	職員給、職員手当、報酬、共済費及び災害補償費を計上する。
賞与引当金繰入	当年度に新たに繰り入れられた賞与引当金繰入額を計上する。なお、当該引当金が戻し入れられた場合は負数で計上する。
退職給付費用	退職金、恩給及び退職年金を計上する。
退職給付引当金繰入	当年度に新たに繰り入れられた退職給付引当金繰入額を計上する。なお、当該引当金が戻し入れられた場合は負数で計上する。
消耗品費	備品購入費(取得原価 200 万円未満のもの)及び燃料費等を計上する。
委託費	資産形成に寄与しない委託料を計上する。
その他の物件費	賃金、旅費、光熱水費、使用料、賃借料及び役務費等を計上する。
維持補修費	施設等の維持補修費を計上する。ただし、施設の増改築等資産価値を増加させ、又は耐用年数を増加させるものは含めない。
扶助費	扶助費を計上する。
減価償却費	固定資産にかかる減価償却費を計上する。

公債費(利払分)	県債及び一時借入金にかかる支払利息を計上する。
不納欠損引当金繰入	当年度に新たに繰り入れられた不納欠損引当金繰入額を計上する。なお、当該引当金が戻し入れられた場合は負数で計上する。
貸倒引当金繰入	当年度に新たに繰り入れられた貸倒引当金繰入額を計上する。なお、当該引当金が戻し入れられた場合は負数で計上する。
損失補償等引当金繰入	当年度に新たに繰り入れられた損失補償等引当金繰入額を計上する。なお、当該引当金が戻し入れられた場合は負数で計上する。
その他の業務関連費用	雑支出、不納欠損額(当期に不納欠損処理を行った未収金のうち、不納欠損引当金を超える分)、貸倒損失(当期に不納欠損処理を行った貸付金のうち、貸倒引当金を超える分)等を計上する。
他会計への移転支出	他会計繰出金を計上する。
補助金等移転支出	国、市町村等に対する負担金、補助及び交付金を計上する。
その他の移転支出	県以外の主体に帰属する資産形成に要した工事請負費、公課費、賠償金及び損失補償金等を計上する。

(3) 特別収支の部

科目	内容及び計上基準
固定資産売却益	固定資産の売却額が帳簿価額を上回った場合、その差額を計上する。
その他の特別収益	その他の特別収益を計上する。
固定資産売却損	固定資産の売却額が帳簿価額を下回った場合、その差額を計上する。
その他の特別費用	災害復旧費、固定資産の減損処理に伴う評価損等のその他の特別費用を計上する。

(資金収支計算書関係)

1 期末資金残高と形式収支との関係

資金収支計算書における期末資金残高は、普通会計の歳入から歳出を差し引いた形式収支の金額と一致している。また、この期末資金残高は、貸借対照表における現金預金の金額とも一致している。

2 科目の内容及び計上基準

(1) 経常的収支区分

科目	内容及び計上基準
租税収入	県税、地方消費税清算金及び利子割清算金を計上する。ただし、地方消費税清算金及び利子割精算金については、都道府県間での清算(精算)後の金額を計上する。
業務収益収入	使用料、手数料、財産貸付収入、受託事業収入及び収益事業収入を計上する。
業務関連収益収入	預金利息、基金運用利子、貸付金利子、延滞金、加算金、過料及び雑入等を計上する。
他会計からの移転収入	特別会計繰入金を計上する。
補助金等移転収入	地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金及び国庫補助金を計上する。
その他の移転収入	市町村等からの分担金及び負担金を計上する。
人件費支出	職員給、職員手当、報酬、共済費、災害補償費及び退職金等を計上する。
物件費支出	備品購入費(取得原価200万円未満のもの)、燃料費、資産形成に寄与しない委託料、賃金、旅費、光熱水費、使用料、賃借料及び役務費等を計上する。
維持補修費支出	施設等の維持補修費を計上する。
扶助費支出	扶助費を計上する。
支払利息支出	県債の支払利息及び一時借入金にかかる支払利息を計上する。
業務関連費用支出(財務的支出を除く)	過年度支出及び雑支出等を計上する。
他会計への移転支出	他会計繰出金を計上する。
補助金等移転支出	国、市町村等に対する負担金、補助及び交付金を計上する。
その他の移転支出	公課費、賠償金及び損失補償金等を計上する。

(2) 資本的収支区分

科目	内容及び計上基準
固定資産売却収入	固定資産の売却収入を計上する。
長期金融資産償還収入	基金繰入金及び、長期貸付金の元本額償還額を計上する。
その他の資本処分収入	短期貸付金の元本額償還額等を計上する。
固定資産形成支出	取得原価 200 万円以上の備品購入費、公有財産購入費、資産として計上する工事請負費及び委託料等を計上する。
長期金融資産形成支出	長期貸付金、基金積立金及び出資金を計上する。
その他の資本形成支出	短期貸付金等を計上する。

(3) 財務的収支区分

科目	内容及び計上基準
公債発行収入	県債発行による収入を臨時財政対策債及び臨時財政対策債以外に分けて計上する。
借入金収入	県債発行以外の長期の借入金収入等を計上する。
その他の財務的収入	その他の財務的収入を計上する。
公債費(元本分)支出	県債の元本償還を臨時財政対策債及び臨時財政対策債以外に分けて計上する。
借入金元本償還支出	県債の元本償還以外の長期の借入金の元本償還を計上する
その他の元本償還支出	その他の元本償還にかかる財務的支出を計上する。

3 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

基礎的財政収支(プライマリーバランス)とは、県債を除く租税等の収入から、過去に発行した県債に係る元利償還金を除いた支出を差し引いたものをいう。

具体的には、資金収支計算書における経常的収入と資本的収入を合わせた金額(=県債発行収入を除いた全ての収入)から、支払利息支出を除いた経常的支出と資本的支出を合わせた金額(=県債に係る元利償還金及び一時借入金利息を除いた全ての費用)を差し引いた金額として算出される。

(単位:百万円)

経常的収入 A	836,397
経常的支出(支払利息支出を除く。) B	732,667
経常的収支 C (=A-B)	<u>103,730</u>
資本的収入 D	154,281
資本的支出 E	249,452
資本的収支 F (=D-E)	<u>△95,171</u>
<u>基礎的財政収支 C+F</u>	<u>8,559</u>

4 租税収の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成 21 年度
県民税	80,788
事業税	45,411
地方消費税	45,087
不動産取得税	5,761
県たばこ税	4,456
ゴルフ場利用税	694
自動車税	34,169
自動車取得税	4,631
軽油引取税	24,940
その他	1,823
合計	247,760

5 県債管理基金繰入及び積立の取扱い

市場公募債及び銀行等引受債の満期一括償還の財源に充てるため、定時償還相当額として県債管理基金に積み立てた場合、その時点で県債を償還したもとして「公債費(元本)」に計上することとしている。また、県債管理基金を取り崩して県債を償還する際には、県債管理基金積立時に「公債費(元本)」として既に処理しているため、取崩額と同額を歳入、歳出から控除することとしている。このため、これらの県債管理基金に係る現金の動きは、「財務的収支区分」には現れない。